

令和 3 年

綾瀬市議会 7 月臨時会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
4 1	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	1
4 2	令和3年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号）	別 冊

綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例

綾瀬市手数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表12の項を削り、同表13の項を同表12の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年7月20日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。